

第四十六回
參議院文教委員會會議錄

昭和三十九年三月二十六日(木曜日)

午前十時三十分開會

出席者は左のとおり。

三

文
真君

卷四

國考 | 71

文部大臣

貢

教育司長等

卷之三

調查局

省管理局

七

会專門

文部大臣官房總務課長
文部省初等中等教育局中等教育課長
木田 宏君 渋谷 敬三君

○国務大臣(灘尾弘吉君) 私学がその特色を發揮いたしまして、日本の學問あるいは人材の養成のために貢献してまいりましたことは、これは明らかであると思います。先ほど荒木前大臣のことと言及せられましたが、從来、私学につきましては、それぞれその建学の趣旨をもつて、それを作ります发展させるために、ひとつ、いわ

従来私学に對しまして、御承知のように、近年、若干の援助、助成をいたしましたけれども、この程度でよろしいものかどうかということについて、われわれとしましては真剣に考え方なければならない段階にあるようになります。

と書かれた荒木さんと違つて、非常に私学の振興について真剣に考えておられる所見を聞いて私も賛意を表するんです。その私学の中で、いま答弁の中にありましたように、私立大学の占める位置というのは、日本の教育の中でもかなり大きいのですが、義務教育諸学校というと考え方をする際に、私立の義務教育があることが望ましいか、

○○豊潤植一君、冒頭の答弁の中にありました、本来伸び伸びとした私学の自
主性といいますか、特徴といいますか、それを生かしていくことが私学の
どうかと思ひますけれども、私はやはり私学の助成をするとすれば、重点は
義務教育諸学校にはない、こう申し上げてよろしいと思います。

ますが、私学の振興につきましては、論をしまして、たびたび荒木大臣は、端的に言いますと、私立学校は自分でつくった学校だから、今まで経営をしていきなさいと、大体これまでに類したような見解をたびたび表明されてまいつたのですが、私学といふものに対して、大臣は、そのあり方について、あるいは国との関係と申しますか、どういう見解を持つておられましたよ。

ほど多いのであります。したがつて、私は今日の日本の学術及び教育のため、私学の果たしておる役割りはすこぶる大きい、こういうふうに考えます。

同時に、私学の実情から申しまして、その施設の拡充整備、これをはからなければならぬ点が多くあるよう思っています。また、その関係からいたしまして、私学の財政的な困難というのも、だんだんと強くなつてきておるのでないか。さらにその関係からいまして、私学に学ぶ学生側の負担が次第大きくなつているように見受けられ

の振興についての助成等の方途につきまして、あらためてひとつ検討してみたいと、こういうまあ考え方をいたしております。ことに大学生急増等の問題を控えまして、私学に果たしてもらう役割りも大きいと思います。一そぞそのことを感ずる次第であります。私はその意味におきまして、当面する重要な課題といったしまして、私学振興に関する方途を再検討し、何か適切な方策を樹立いたしたいものと現在考えておるような次第であります。

○**滋源楨一君** その原則論は、同時に、私学振興という立場から見てみます。實際に、かりに義務教育学校だけの私立学校があるとすれば、それは助成という点から見ても、公立が本則だから、平易に言いますと、援助の手を差し伸べないでよろしいんだ、こういう考え方でしようか。

○私立学校振興会法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

ば伸び伸びと自由にやつてもらう。國立あるいは公立大学と、政府あるいは地方団体との関係とはいさか違つて、自由に伸び伸びとやつてもらうと

そこで、私いたしましては、今
四、法律の改正をお願い申し上げてお
りますが、ただこの程度にとどまるも
のではなく、もっと、何といいます
か、生を自己防衛するための

それとも義務教育に関する限りは公立をたてまえとする、こういう形が望ましいか、その点についてはどういう所見でしようか。

一つの重要な点だろうと思いませんが、幼稚園から大学まで持つている私学がございます。小学校からのものもありますが、こういういわゆる幼児教育から大学教育まで一貫教育を続けていくという私学の一つのあり方については、どういう御所見でしようか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 私はそれはそれで別に差しつかえないと思つております。

○灘瀬禎一君 現在、私学関係の人々の不安も、また一般のこれに対する関心を持つ人の一つの問題点も、国の助成はもつと拡大るべきである、しかし同時に、そのことによって私学に対する文部省の干渉といいますか、あるいは監督と申しますか、そういう私学の自主性が侵される危険がありはしないかといふのが、該当者もまたこれに關心を持つ、第三者も同時に持つておると思うのですが、助成、援助の拡大という問題と私学の自主性といふことについて再度見解をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(灘尾弘吉君) その点が、実は私はよほど考えなければならぬ問題だと思います。私学振興のために助成を行なうとしたとして、いろいろ議論のあることだと思いますけれども、いまの点がやはり一つの大きな問題ではないかと思うのであります。したがつて、現在、私学の人たちの意見の中にも、政府からよけいな干渉がせられるぐらいため補助金などももらえなくなります。なかなかこの意見は帰一しに

くい点もあるうかと思います。われわれといたしましても、今後の検討問題として、これは重要な課題として研究しなければならぬと思うのであります。いま結論を申し上げるわけではございませんけれども、従来の私学に対する助成は、どちらかといえば物的な面に対する助成であつたと思うのであります。しかし、いまの私学の皆さんには、運営費といいますか、あるいは人件費といいますか、そういうふうなものについて助成がほしい、こういう希望を持つておられると思うのであります。そうなつてまいりますといふと、やはり公金を支出する関係もございまして、たとえば人件費に補助をしておる段階になつても、学校経営あるいは教育内容、こういったなものについては原則として文部省はいろいろ口出しといいますか、監督指導あると口出しといいますか、監督指導あることは、はたしてほんとうに必要とせらるだけのものであるのかどうなのか、はたして一体その人的組織がそれまで十分なのか、どうなのか、あるいは過ぎているのかどうなのか、というようないろいろな問題があるかと思います。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 先ほど申し上げましたように、私学についてのいわば建学の精神と申しますか、それは尊重しなければならぬ。同時にまた、教育内容等について行政当局がみだりに干渉すべきものではないというふうな問題については、あくまでも私は尊重しなければならぬ。同時にまた、教育内容等について行政当局がみだりに干渉すべきものではないということは当然のことだと思います。私学を私学として認めておりません以上、それはやはり私学の自主的な判断においてやるべきものということは当然だと思います。問題は、公金支出の関係から、それに必要ないろいろな点をわれわれが調べて、そうしてこれを支払うべきものと認めています。それが適正に使われていることから、全く放任といいます。しかし、これがやつかない問題としてあるということは、私もよく承知いたしております。

○灘瀬禎一君 単に問題点であるといふことだけではなくして、国費を出すことですから、全く放任といいますか、そういうことは許されない問題ですか、そういうことは許されない問題であります。なかなかこの意見は帰一しにあります。

あるだろうと思います。しかし、助成が増大する、したがつて、私学の最も特徴とする運営あるいは特に教育内容といいますか、教育の方針あるいは内容等について、同時に、予算と同時にそのことの、干渉ということばが悪ければ、いい意味の監督といいますか、それとも経費支出といふか、使用の適否程度のことであつて、たとえば人件費に補助を出すという段階になつても、学校経営あるいは教育内容、こういったものについては原則として文部省はいろいろな問題があるかどうか、こういう点が問題になるところじやなかろうかと思うのであります。

○灘瀬禎一君 私学全体の中には、必ずしも学校教育法あるいは私立学校法の精神に照らして十分でない学校もなきにしもあらずと思うのです。こういふ点は、こういう学校に対してはむしろ排除していくというか、ちょっとところばが悪いのですが、そういう考え方でしようか。それとも援助をしていくべきですか。それとも監督をしていくべきか。それとも援助をしていくべきか。それとも監督するとか、取り締まりをするとかいうふうなことは好ましく、そういうお考えでしようか。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 私は、国の行政権でもつて監督するとか、取り締まりをするとかいうふうなことは好ましく、国においてお世話をします以上、やはり本来の学校設置の目的に従つてしっかりとやつてほしいということは、これはもう当然のことです。これを、あるいは義務制にしたらといふ意見もあるわけですが、これはよほど研究しなければ、みだりに結論を出すべきぢやないと私は思います。また、義務制にする場合におきましては、いままの幼稚園の形態そのままを義務化するのいいのかどうか、あるいは今日の幼児の発育の状況から考えまして、運営をやつてほしい、これは政府としても、うふうなことも一つの考え方ぢやなうかと、かようにも思うのであります。現在の小学校就学年齢を低下するといふことが、どうか、主としていわば経理の面とかどうか、主としていわば経理の面と本的なかまえについては了解できまし

たが、大学と同様に、幼稚園も、公立に比して私立のほうが多いことを御承認のとおりですね。この幼児教育といふのも、いわゆる幼稚園と保育所との

とか申しますまでに、まず第一に考えるべきなことは、幼稚園といふものの普及をはかるべきじやないかと思ふのでござります。幼稚園の普及をはかるということが先決であつて、ある程度、幼稚園にしろ、普及いたしません以上、すぐに、卒然として義務制にするということも事実不可能でござりますから、まず私は幼稚園の普及をはかつてまいりたいと思うのでござります。この場合に、いわゆる私立の幼稚園と、あるいは今度設立せらるべき公立の幼稚園との関係という問題もござります。これにつきましても、地方におきましてはいろいろ心配もし、また意見もあるようにも聞いておるわけでございます。私は、現在考えておりますことは、いまある私立の幼稚園といふものを、別にどうしようこうしようという考えは持つておりません。それはあるものとして、足らざるところに対しても、私立でもけつこうでありますけれども、実際問題として、法律が手を延ばすこともないじやないかと、こういうふうに思ひますので、公私立並んで進んでいくようにいたしたいと考えております。いまの私立幼稚園を押えるとか、制限するという気持はさらさらございません。私立は私立として、それを拡充整備せられることもけつこうであります。それを、また押えるような形で公立幼稚園をつくる必要もないと、このように思つております。そういう関係からいたしまして、私立の幼稚園につきましても、だんだんと、内容の設備等に対する助成等については、政府としても考えてよろしいのじやないか。今回の予算でも、ごくわずかでありますけれども、

若干、頭を出しておると、どうことでござりますが、私は考えていい問題だと、こう思うのであります。

ないじゃないか、協調して進んでいた
だきたい、このように考えておりま
す。

らるべき課題であるという意思表示をする」とすれば、幼児教育の理念といふものをまず明確に打ち出して、その中から、つまる年長児に対する、

て、この四月一日からこれに従つて、これをひとつ頭において幼稚園の教育をやつてもらいたいということを出し

若干、頭を出でておるということでござりますが、私は考えていい問題だと、こう思うのであります。

それから保育所との関係でございま
すが、これは豊瀬さんもすでに御承知
いただいておると思いますが、厚生省
との間でいろいろ話し合いをいたしま
して、そこで、原則的にどうだとかこ
うだとか申しますよりも、現在の実情
に即して、それぞれ設立の趣旨という
ものはござりますけれども、私は保育
所も足りないのだし、幼稚園も足りな
いわけであります。互いにあまりダ
ブってむだすることはしないようにし
て、それぞれ拡充をはかつていったら
よろしいのじゃないか。現段階におき
ましては、そうしてその保育所との間
も、あるいはその設置者との間にお
きましても、互いに協調いたしまして
事を進めていくよう取り計らうこと
も実際の状況に適するのじやないか、
こう考えております。ただ保育所とい
たしましても、その預つております子
供の年齢ということからいえば、幼稚
園で教育しておる年齢と同じでござい
ますから、やはり保育所の中でその幼
児教育と申しますか、それについては
幼稚園と同じようにやっていただきた
い、こういうことを話し合ひをいたし
て、厚生省もそういうお考え方のものと
いふことは、少なくともいまの段階
には考える必要はないのじやないか。
それぞれ手を延ばしながら、内容的に
はどちらがどうというふうに片づける
ということは、少なくともいまの段階
には考えが必要はないのじやないか。
ぢやないか、お互いに競争する必要も

● 豊瀬 横一君 非常に明確な答弁をい
ただきました、大体わかつたのです
が、念を押しておきますが、現在の幼
児教育の中では、私立幼稚園の占めてお
る位置から考えて、かりに学制を変え
て幼稚園を義務制にするか、あるいは
大臣の答弁のように義務年限を下げて
いくか、いずれかの方法があると思う
のですが、その際を見通して、義務教
育は、公立が本則であるというたてま
えはあるけれども、その際に現在の
私立幼稚園の果たしておる役割から
考えて、必ずしも公立を収容必要数だけ
増大していく、私立解消の方向をと
るのはいまは考えておられない、こ
のように理解してよろしいでしょ
うか。

○ 国務大臣(灘尾弘吉君) そのとおり
と考えます。

○ 豊瀬 横一君 この問題でもう一点尋
ねておきたいのですが、保育所は保育
です、幼稚園は教育ですと、どうも厚
生省と話し合って一緒に出された通達
とか、あるいは文部省の計画書を見て
みますと、義務化という割り切り方も
きわめて単純というよりも、私ときお
りは口の悪いことを言うのですが、ず
さんといいますか、通り一ペんの計画
のような気がして、幼児教育、それか
ら特に私立幼稚園等の現在のあり方、
あるいはいま文部省が努力しておる公
立幼稚園の増設、こういった点と幼児
教育の重要性という問題から考えます
と、あの幼児教育の一つの方針とい
うものでは間に合わせ的な気がします
が、少なくとも文部省が義務化も考

らるべき課題であるという意思表示をするとすれば、幼稚教育の理念といふものをまず明確に打ち出して、その中かう、からずも長引くべきことではないで、この四月一日からこれに従つて、これをひとつ頭において幼稚園の教育をやつてもらいたいということを出し

るべき課題であるという意思表示をするとすれば、幼児教育の理念といふものもまず明確に打ち出して、その中からいわゆる年限切り下げという方式が望ましいのか、あるいは学制を変更して小学校の下位にもう一つの幼稚学校とするのか、幼稚学校とするのか、それはいろいろありますようが、そういう方式でいくかというような単に年齢の何歳で適否かという問題と同時に、学校制度の改変を進めていくか、義務年限を切り下げていくか、非常に幼児教育の問題は重要であるし、ひとつの方向を見出さなければならない段階になってきておると思うのですね。こういう問題につきまして、たとえば中央教育審議会が、あるひとつ答申をしておるのでけれども、まだいまいだと思うのですね。このことに対しても、私はアメリカでやっている三歳児を国家が健康診断をして、義務教育にあがるまでいろいろの手当てや指導を加えていく、こういうひとつは諸外国の例から見ましても、大学教育もさることながら、幼児教育に対しても確立しなければならない時期に来ておると思うのですね。このことに対して、方、こういったものを文部省自体も確立しなければならない時期に来ておると思ふのであります。このことに対して、いつころそれをどうなりますかといふ突き詰めた問題でなくして、もう少しいま私がお尋ねした内容について、省としての方針があればそれでもよろしいし、大臣の個人的な見解をお持ちでしたら、それをもう少し明確にお答え願いたいと思います。

で、この四月一日からこれに従つて、これをひとつ頭において幼稚園の教育をやつてもらいたいということを出しておるのであります。われわれはいたしましては、この指導要領というものが生かされて、そうして幼稚園でいい教育が先生方の力によつて行なわれるこことを期待いたしておるのでありますけれども、もとよりこの種の問題につきましては、私どもこれからいろいろなお研究を必要とする点もございましょう。その実績を見ながら、常に改善を要するものについては改善をしてまいりたいという心がまえでおるわけではありません。なお、幼児の問題につきましては、ある年齢に達しますれば幼稚園、こういうことにして大体なつてくるわけでありますが、やはりその前の幼児ということになれば、現在の所管から申しますと、これは厚生省で仰心配願うと、こういうことになつてまいりますが、したがつて、厚生省の施策と文部省の仕事との間におきましても密接な関連を持つてまいらなければなりません。幼児の養育という問題については、これは両省がほんとうに密接な連絡のもとに成果をあげるようにならなければならぬものと考えてゐる次第でございます。それらの点にきましても十分今後留意してまいりたいと存じます。

まあよろしいでしょう。現在の工程と同時に将来の設計から考えると、そこまで考へるべきだと思うのですが、大臣のお考へいかがですか。

○國務大臣(灘尾弘吉君) なかなか専門的なお尋ねで弱るのは、私ども

としましては、幼稚園は、間違つたら訂正してもらいます、四歳、五歳あ

たりを重点にやつていくべきではないか、そうち小学校の教育と

の間につながるものとして考へいくべきではないか、このように考へてお

ります。

○豊瀬楨一君 最後に幼児の問題で一

点だけですが、現在の幼児教育というものは、従前何といいますか、母親が主として骨肉の愛情という観点において、家庭の教育ということに重点を置いて育てられてきたのですが、これを保育所なり、あるいは幼稚園に移すといふことは、子供の公共化といいますか、そういう観点がひとつあるのですね。そうしていくと、やはり国がひとつ

の公共的な立場で人の子を教育をしていく、こういうたてまえをとれば、当然その裏づけとして経費負担というのも、段階をとるか、一時にやるかは別問題として、考へてこなければならないと思う。そういう点から考へまして、私学振興という大綱の中で、現在の保育所あるいは幼稚園、これらに

て実質幼児教育が義務教育的になつて、いく過程を通じて、義務年限の切り下

げとなるか、義務制という制度化するか、とにかく幼児教育がひとつのか、とにかく幼児教育がひとつのか、い

ます。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 現在、御承

知のように、文部省としては、後期中等教育の整備ということで、いろ

いろの機関に御検討を願つておるこ

とあります。その結論によりまし

て、いろいろ考へてみたいと思うわけ

であります。六三三四をいま変えると

かがえないと、かといふような考へ方

を、現に文部省としては持つております。その御検討の結果によりまし

て、ひとつ考へてみたい、このように

ま私が申し上げたようなステップを踏んで、次の段階が義務化の段階であると思う。その段階をとるためにも、現在の私立幼稚園、あるいは保育所に

対しては、今度は五千万程度ですか、金額は忘れましたが、もつと財政的な援助をする過程が必要だと思うのですね、大臣のお考へをお願いします。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 私立の幼稚園につきましても、先ほどちょっと申

しましたが、若干の助成を行なうこと

にいたしております。これはひとつ来年度の予算で頭を出したものと御承知

を願いまして、今後また皆さんの御協力のもとに、これを拡充することに努力いたしたいと思っております。

○豊瀬楨一君 ほつぼつ本論に入りま

すが、後期中等教育といふものは、六

三制が発足してかなりになつたのです

が、当分の間は、現行の制度の中です

べく、こういうふうにお考へでしよう

か、どうもあなたのふまじめな態度について、法案審議をする意

図をなくしますね。

大臣にお尋ねしますが、いま答弁さ

れたように、前大臣の際に中央教育審議会に對して諮問が行なわれておるの

ですが、その後期中等教育の整備拡充

に対する諮問を行なわれた意図を、先

ほどの答弁よりも少し具体的に説明

願いたいと思います。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 後期中等教

育のあり方については、あるいは

等教育のあり方について、後期中

でしようか、それともいまの六三三の

考え方について、それともいまの六三三の

理念については、再検討の段階に来て三制が発足してかなりになつたのです。が、当分の間は、現行の制度の中ですべく、こういうふうにお考へでしようか。大臣にお尋ねしますが、いま答弁されたように、前大臣の際に中央教育審議会に對して諮問が行なわれておるのですが、その後期中等教育の整備拡充に対する諮問を行なわれた意図を、先ほどの答弁よりも少し具体的に説明願いたいと思います。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 後期中等教

育に相応する年齢層と申しますが、そ

の人たちの中には現に高等学校で学ん

でいる人もおりますし、あるいは定時

制の高等学校で学んでおる人もおり、

あるいは通信教育を受けておる人もい

るわけであります。そのほかに、そ

うであります。その結論によりまし

て、いろいろ考へてみたいと思うわけ

であります。六三三四をいま変えると

かがえないと、かといふような考へ方

を、現に文部省としては持つております。その御検討の結果によりまし

て、ひとつ考へてみたい、このように

ます。

○政府委員(杉江清君) まことに相済みませんが、後期中等教育関係のこと

を直接所管いたしておりません関係も

ありますまして、そのような資料をただいま用意いたしておりませんので、さ

く連絡して取り寄せることにいたし

ます。

○豊瀬楨一君 各種学校が後期中等教

育の中でもどういう位置をしめるべきか

は、初期局の問題でしようが、少なくとも、これに對して助成措置をやると

いう法案の担当部局としては、全体に

対する該當者数というものを把握しな

いで、自分の所管の数だけわかつてお

ればやれるという、そういう考え方で

教育というものを見ておつては問題が

あると思うんです。

況については、相当詳細に把握しているつもりでございます。全体の数もおよその概念を持っておりますが、詳細な数字として申し上げるには資料を通じて申し上げたほうがよろしいかと思

います。

○政府委員(杉江清君) 昭和三十九年五月一日付現在の私立各種学校府県別設置者数ですか、これの法人、法人、その他が出ておりますが、生徒数がわかりますか、各県別に。

○豊瀬楨一君 きょう配付されました

三十八年五月一日付現在の私立各種学校府県別設置者数ですか、これの法

人、法人、その他が出ておりますが、生徒数がわかりますか、各県別に。

○委員長(中野文門君) 速記をとめて

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして

局ですから、後期中等教育適齢者の全

国は、初中局の所管じゃないかと思う

んですが。法案を担当している責任部

局ですから、うふうに今後やつたらよろしい

だろうかというので、すべての現在の

学校教育、あるいは社会教育それには

まつておらない人たち全体に対しまし

て、こういう年齢層に対する教育とい

う問題はいかにあるべきかということ

で、私はそのような諭問がなされたも

のと承知いたしております。

○委員長(中野文門君) 速記をとめ

〔速記中止〕

○政府委員(杉江清君) 生徒数は、私

のほうで現在のところ把握しております。

○政府委員(杉江清君) 生徒数は、私

のほうで現在のところ把握しております。

○政府委員(杉江清君) うふうに今後やつたらよろしい

だろうかというので、すべての現在の

学校教育、あるいは社会教育それには

まつておらない人たち全体に対しまし

て、こういう年齢層に対する教育とい

う問題はいかにあるべきかということ

で、私はそのような諭問がなされたも

のと承知いたしております。

○政府委員(杉江清君) きょう配付されました

三十八年五月一日付現在の私立各種学

校府県別設置者数ですか、これの法

人、法人、その他が出ておりますが、生徒数がわかりますか、各県別に

います。

○政府委員(杉江清君) きょう配付されました

三十八年五月一日付現在の私立各種学

校府県別設置者数ですか、これの法

人、法人、その他が出ておりますが、生徒数がわかりますか、各県別に

います。

をこの中から一応私どもの手持ちの資料で検討いたしますと、ほぼ十六校が予定されます。なお、その対象になる学校の生徒数までは、現在のところ把握いたしかねておる状況でござります。

○豊瀬植一君 ちょっと大臣に對していよいよ言ふことになりますが、政令で定めるということにはあり得ることではあるんですが、法律が通つて政令を出した意味がないと思うのですね。少なくともこの法律を出そうとすれば、どこに補助をして、幾らそれが要るんだという計算が出て、法律が後に出てくるんですからね。そのために制度としては法律ができてから、それが新たに一つの体系を打ち出していく法律、立法という、法律の意図するところはどの程度の学校に適用するかと、いうことが先でなければならないと思うのです。その資料も出さぬといふことになると、ちょっと困りますな。三十七校の名称、設置者、それからその後の施設不足のもの十六校といふのは、いまそこありますか、資料。

○政府委員(杉江清君) ございます。

学校名については一応私のほうの資料としては用意してござりますが、た

だ、これは今後実際の法の適用にあたっては動く場合も想定されますので、資料として差し上げることはいたしませんでしたが、ここに用意してござりますので、あるいはメモ式にして差し上げることはいりますぐにできる

ことでござります。

○豊瀬植一君 予算は幾らですか。

は五千二百万と予定いたしてございま

す。

○政府委員(杉江清君) 一応融資額

は五千二百四十万と予定いたしてございま

す。

○豊瀬植一君 基礎数字として、学校がちゃんと事前

にあるはずですね。その理工系をとつ

たことの可否、それからその設備不足

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) 私から最初に

事務的に御説明申し上げたいと思いま

す。お手元に各種学校の概況という資

料が差し上げてあります、この中

に、課程等の種類の中いろいろなも

のがあげてあります。まず、この課程

等の種類の一一番下にあります補習学校

とか、外人学校、これはここに言う職

業技術を目的とするもの、こういう範

疇から省かれます。なお、この中には

単なる趣味、娯楽のための教育を行

なっておりますのもございます。そ

うものも省かれます。したがって、この

中で、いまのような職業技術といふこ

とで厳密な区別はいたしておりませ

んけれども、おおむね家庭技芸、技術

系、事務系等が職業技術の習得を目的

としておるものに多く該当いたしま

す。ただし、この中にも、単なる趣

味、娯楽のものも含まれております

が、おおむねこれらのものが職業技術

を目的としている、そういうふうに考

えてよろしいと考えております。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 後期中等教

育の整備充実の問題で、その結論によ

りまして、またいろいろ考えなければ

ならぬものもあるかと思いますが、

今回のこの法律案は、私学振興会を通じて、從来助成の対象となつていなかつた各種学校について、振興会の手

を通じまして援助していくことという考

え方でございます。それ以外の問題につきましては、また今後検討に待たな

ければならぬと思いますが、ただいま

のところは、各種学校を取り上げて振

興をはかつて、いこうというわけであ

ります。その各種学校の中にも、申すま

でもなく千差万別でございます。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 多分そういう意図だろ

うと思うのですが、やはり予算委員会

で、私が池田総理に質問した人つくり

のねらいというのが、どうもエンジニア

やテクニシャンの養成という、いわ

ゆる生産向上というところに重点が置

かれて、少なくとも六月二十四日、中

教審に諮問された後期中等教育の拡充

整備の構想の中で期待される人間像、

このことが学校教育法や教育基本法に

うたわれるところの広い意味の、そし

て憲法が求めておる人間像でなくて、

池田さんがときおりプライベートの席

で言つておる、あるパーセンテージ

はホワイト・カラー、あるパーセン

テージはエンジニア、こういう何と申

しますか、人的能力部会の答申したナ

ンバー・ポリシー、これに対応する一

つの措置として、いま大臣が国家社会

というものは、単にいわゆる学校教育

弁がしやすいと思うのです。後期中等

教育の拡充という諮問の中にある意図

にあるはずですね。その理工系をとつ

たことの可否、それからその設備不足

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) 全く私の質問意図と食

い違つたことを答えておりますので、も

う一度質問し直したほうが大臣の御答

えがしやすいと思うのです。後期中等

教育の拡充という諮問の中にある意図

にあるはずですね。その理工系をとつ

たことの可否、それからその設備不足

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府委員(杉江清君) はい、この場合と

の判断の根拠、こういうものが必要で

すから出してください。

大臣にお尋ねいたしますが、この改

正案を見てみますと、新たに職業に必

要な技術の教授を目的とする各種学

校、こういう書き方をしてあります

ね。この職業に必要な技術の教授を目

的とする各種学校と限定された理由は

何ですか。

○政府

学校の今までやつてこなかつた各種学校に対する私学振興会の援助というところの問題につきましても、資金的な面からもおのづから制約のあることございます。新しくそういうものを一つのワクとして取り入れることにしまつたわけでございますが、どれだけが政府の人づくり政策というふうにはひざいます。新しくそういうものを一つのワクとして取り入れることにしまつたわけでございますが、どれだけが政府の人づくり政策といつて、それが重要な立場におきましては、まずこの辺を取り上げるのが適当ではないか、このように考えましてこの措置を講じたわけでござります。それがすべての後期中等教育相当の年齢層に対する施策であるというふうにはひとつおとりにならぬようにお願いをしたい。

れでおる諸機關、この二つをとつてみると、後者のほうがより国家的社會的に貢献度が高いと、こういう判断がなされるのではないかですか。

○國務大臣（灘屋弘吉君）　國家社會に貢献するということにも私はいろいろあります。ただ、それに対する援助のしかた等につきましてもいろいろ考へられる問題ではないかと思います。われわれ教育に關係する者としてはしましては、何よりもまずりっぱな人間をつくり上げでございます。それはもう重いとか軽いとかという問題ではないと思うのであります。つまりは人間をつくりたいということにあるわけでございます。それはもう重いとか軽いとかという問題ではないと思うのであります。りっぱな人間をつくり上げるということが、何と申しましても教育の本旨であると思えますけれども、しかし、現実に國家社會がいま何を、どういう人を必要としているかと、いうふうなことを考えましたときには、何と申しましても産業經濟の發展あるいは社會の發展の上において、職業の上で大きな役割を果たし得る人をつくるということもきわめて大事なことになります。そういうものに対しても、國が資金の援助をするということが、直ちに人間形成に必要な方面のことをおろそかにしているとか何とかということじやないと私は思うのです。國がすべてのことを全部やり得れば、これももちろん問題はないわけでありますけれども、なかなかそうもいかないし、同時にまた、それをやらないからといって、それを粗末にしているといふうには私はならぬと思うのです。まして、今日の場合としまして、各種学校の中にもいろいろございます。まことに御承知のように、各種学校はいろいろな形態があるわけであります。それ

を一がいにみな否定するわけじゃもむろんありません。それぞれ堅実に發展を遂げてほしいと、こう思いますけれども、いま国が金を出して、あるいは私学振興会を通じて援助するのに、どういうものからまずやるかということを考えましたときは、やはりおのずからそこに限定を生してくると思うのであります。
○豊瀬禎一君 大臣の考え方は、贊否は別にして大体わかりましたか、理工系の才能を持つておる青少年に不良児が少なく、そうでない者に不良児が多いというようなとつぴな言い方はしませんが、やはり産業界がエンジニア、テクニシャンを求めていることは事実です。そのことを、即国家社会の最も要求度の高いものであるという判断を行なうこと、これがそうでない青少年に、有形無形に与える心証といふものはきわめて大きいと思うのです。このことが、いろんな国の施策の中で、理工系というか、技術の養成というか、教育は生産向上の最も効率高い投資であるという理念の横行が、何かそうでない青少年に対して、自分たちは置き忘れられた存在であるという考え方を与えているし、また具体的な施策を見てみると、高専における教科課程を見てもおわかりのように、一般教養は大幅にカットされている、そして、技術は施策として放置されていっておる、こういう、放置したくはないけれども、具体的な予算の裏づけ、あるいは

ぞれ能力に応じてひとしく教育を受け、社会の恩恵を受ける権利を持つておるという、平常等の原則からも問題點であるし、特に私が、この法案も、百のうちの一つ、十のうちの一つと見るかは別として、この法案の傾向から危惧を持つことは、いま言つたように、技術養成が最も国家社会の要求度の高いものであるという、技術偏重の考え方、通産省や科学技術庁やその他に、ある程度あるということはやむを得ないことでしょうけれども、文部省自体が、その課題にこたえて、下請機関といふか、ことばは悪いですが、各種学校、あるいはその他のを含めて、教育という場所を借りて遂行しようとお思ふといふいう危惧を持つのです。これに対しても大臣の、これが私の全く杞憂であるかどうか、見解を承りたいと思います。

学校といふども、程度の差こそあれ、いろいろ役には立つておる、また、せっかくやられるなら、内容の充実したものをしてほしいうことをいたるものを感じます。ござりますけれども、それを全部一體援助の対象にしねればならないものかといふことになれば、私はおのずから考え方も出てくると思います。それぞ重要な役割を持っておるということは否定いたしません。そういうものの全体について、常に国が援助でもしなければならぬのかということになれば、やはり一面におきましては、その対象となる施設そのものを、もつともっと整備を必要とする観点もございましょうし、同時にまた、してい國から直接間接に援助しないで、今回のねらつております点が、広いが狭いか、これは御意見があうと思いますけれども、私どもは、やはり国が直接間接に資金的な援助でもしょうといふものについては、これに相当するものを選んでやっていくと、いうことが、国としても考えなければならぬ問題だと思うのであります。そのような観点から、今回はこの法律におきまして、いまの職業に必要な教育をするところ、そういうところを選んだ、これが直ちに、そういうことばかり偏重しているんだというふうにはならない、援助のしかた、あるいはそれに対処するしかたはいろいろあるうと思います。私学振興会を通じて援助する面だけをおとらえになつて、これを偏重しておるというふうにはお考えいだだきたくない、杞憂であると申し上

げたいのであります。

○豊瀬楨一君 くどいようですが、各種学校にどこまでワクを広げるかといふ論点から展開していくならば、今回の措置も一つの合理的なやり方でしょう。私はそういう角度から言っているのではない、いま私が言っているのは、私学に援助の手を伸べるという角度から見ると、大臣は、まず大学急増等から考えて、まだ十数万の入学金が必要る、国立、公立に比べると比較にならないほどの教育費が要りますね。これは私学自体の経営難を物語っていると思います。そうして、現在の入試制度、あるいは入試制度の影響を受けた学校教育に、どういう波紋が生じているかは、大臣御承知のとおりですね、そういう全体の私学をどう見るかという角度の中から見ていくて、この各種学校の職業に必要な技術の教授に対して、これこれするという特殊な措置が、大学院、大学、あるいは高専、工業教員の養成、あるいは工業学校に対する援助金の拡大とか、補助費のワクの広げ方とか、いろいろ一貫して見ると、あるいはそれを人的能力部会の答申、あるいはそれを受けた教育白書、これは一つの試案であるといふおぞましい言い方をしながら、実際に意図しているものをしておる教育白書、教育投資論に基づいた教育白書、これをずっと、私はこの一つを指摘するのではなくて、全体のいまの文教政策の流れを見ていくと、やはり技術を最も国が必要としているんだという判断、そのことが、さらに技術偏重に拍車をかけ、いま国で、社会のすべての人、最も求めている人間像といふものに対する国の施策が薄くなつてお

る、私はそれだけが池田内閣の文教政策と、へんばな言い方はしません。他も考えておられるだらうけれども、そこに偏重し過ぎておる。そういうことがやはり政府の手によつて進められる際には、たとえば、青少年に与える影響としては、それがいま求められている人間であろう、こういう観点から、いろんな問題も起つてくるのではないかろうか。こういうことを進められることはけつこうなことですけれども、同時に、中教審に答申を求めておられる後期中等教育に該当する人間像といふものはかくあるべきだと、結論を急がれることはまずもつて大切なことではなかろうかと思ひます。そして、そのことが出てきた場合には、たとえば、企業内訓練に従事している者に対して、どういう人間として、潤い、あるいは教養を高めていくような政策を国が手を差し伸べてやるか、あるいは青年の家、その他ありますね、あいのものを増設していく、そこに経営者、あるいは国と折半の負担によって、ある一定期間、そこでいろんな人間向上の行事を持っていくとか、こういうことも私は決して産業界という形で直接的には出てきていないと思うけれども、国あるいは社会全体の最も強く求めている人間像であるし、単に教育という問題でなくして、国家と人間との関係という大きな問題からたらえて、日本全体の一つの大好きな課題であらうと思うのですよ。こういう政策に対する努力が少な過ぎて、技術養成があまりに先行し過ぎておる、そこには文教政策の、あるいは池田内閣の人づくり政策のひずみがありはしないかということを危惧するわけです。これ

は決して私の杞憂ではないと思うのですが、このことに対する大臣としての対応は、かりに池田内閣の政策がどうであるかという答弁ではなくして、文部大臣としては、私がいま憂えていたことに對してもっと努力をしていただきたい、少なくともこれが五・五が正しいか、六・四が正しいかということは、軽々に結論が出ないと思います。あまりに一方に片寄り過ぎていないか、ということを憂えるわけです。したがって、私の期待している方面に対する、私学、あるいは社会、あるいは全般に対して、もっと国として責任を持ち、施策の拡充をはかるように努力していただきたいと思うのですが、いかがですか。

し、また各種学校を出て社会に出る人もおる、あるいは高等学校を出て社会に出る人もおるわけです。その教養の程度ということになりますと、いろいろ個人的に違つてくるわけありますから、少なくとも教育機関なら教育機関を通じて努力をする、さらにまた社会に出来れば御本人も一生懸命努力するでしようし、また企業もそれに協力するというのもありまして、いろいろな便宜を与えるということも、これは当然考えなければならぬと思うのでございまして、私は現在の日本といたしまして、産業経済を大いに発展させるために、その方面の人材を多分に必要としておる事態はこれは無視するわけではございません。文部省としても、このためにいろいろ施策を講じてまいりておることは事実でございます。また、予算がその方面に相当傾斜的に使われておるということもこれも事実でございます。そのことを私は決していなむのではございませんけれども、同時に、人間形成についての文部省の努力をもつとやれという御意見につきましては、何ら私はあらがうところはない、われわれとしましても、大いにまた、国民全体がやはりその心持ちを持って修養につとめてもらひ、自分で自分をつくっていくことについての努力もぜひお願いしたい。また、政府としてなし得るこれに対する便益の供与というようなことについても、施策として大いに考えてまいらなければならぬものと思つております。これは御激励のことばと承りまして、しつかりやりたいと思います。

りしっかりやつていただきたいと思います。

昨年の予算委員会におきまして、私は、当時、荒木大臣、大橋労働大臣に対しまして次のことを質問したのです。すなわち、いま大臣が指摘された、中学を出て生産に従事しておる青少年に対する国の施策ですね、たとえば、アメリカのように工場に通いながら、イギリスのように工場に通いながら、一定期間給与をやつて学校教育的なことを受けさせておるという制度もありますね。これに對して大橋労働大臣は、日本もすでにそのことを検討すべき段階にきておると、こういう答弁をしておるのでですが、荒木大臣は例の調子で、それを企業内訓練というところをしたのですが、私は企業内訓練も問題があると思いますが、本法案とは直接関係がございませんので深く立ち入りませんが、やはり各種学校のこの施策と同時に、勤労青少年がこれらの方をしたのですが、私は企業内訓練の各種学校にも行けるような措置といいますか、そうして、それが生産に時間的に若干支障を与えるとすれば、施策としては、その補償を国がやっていくとか、いろいろの方法があると思うのですが、こういうことも同時に考究していくべき課題であると思うのですが、どうお考えでしょうか。

の協力ができるかというようなことは、これは具体的に検討しなければならぬ問題だと思いますが、私はいろいろ度その他の問題はございましょうが、大体いま豊瀬委員のお話になりましてお考へ方につきましては、私は何の異存もございません。できるだけ若い人たちのことと教養という問題については、使用者側においても十分な理解をもつて協力してもらいたいという気持は十分持っております。これをいかにして具体化するかという問題がわれわれの検討課題である、このように存しております。

○豊瀬一君 そのことは労働行政といふうとらえ方だけでなくして、いま大臣も答弁されたように、後期中等教育をどう全体の青少年に受益させるかと

いう観点から、企業内訓練に依存するという考え方、そこでという考え方でな

くして、やはり文教政策としては、で

きるだけ学校教育、各種学校も含めて学校教育の恩恵が受けられるような措

置をやっていくべき課題だと思うのです。このことも遠い将来の夢としてで

なくして、あなたが先ほど言われた生産技術の向上というこの課題にこたえるためにも、人間の資質というものが、

技術偏重よりも、同時に進められて

いたほうがより生産に貢献し得るという角度からも、文部省としては勤労

青少年にどう学校教育の恩恵を受けさせることも、中教審ご答申が

出てくるかどうかわかりませんけれども、出るような努力もしていただきまし

いし、また、文部省としても同時に検討し、できるだけ早く結論を出すべき課題だと思うのですが、御所見はいかがでしょうか。

向につきましては、先ほど申しましたように、私もそのようなことはもちろん思っています。十分ひとつ検討させていただきたいと思います。

○委員長(中野文門君) ちょっとと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こし

て。

○委員長(中野文門君) 速記を

期の制約なしに、ひとつじっくりと検討さしてほしいという御希望が出ておることを伺つておるわけでございます。しかし、私どもいたしては、第一の問題につきましても、今年の秋ぐらいには何がしか一つの方向をお示し願えぬだらうかというような希望を申し上げておる段階と私は承知いたしております。ですから、いつまでにどういうスケジュールが現在の段階で明確にきまつたというふうにはまだ承知いたしておりません。

期の制約なしに、ひとつじっくりと検討させてほしいという御要望が出てお

する課題であろうと思うのです。大臣のこの時期的な一つの期待に対してもお

○豊瀬楨「君ちよつとお尋ねしますが、問題点の一のほうに、用意あるい

り上げていくか、これが当然好ましい
すべり方だと思うのですが、その結論

したようないわゆる……。

○政府委員(杉江清君) 各種学校の問題について私から申し上げます。先ほど

の答申を待つてこのことをされなかつたか、検討されておればお答え願いた

法案を用意したというのが経過でござ
います。

あとの第二段の後期中等教育の問題につきましても、これもただいま豊瀬委員からいろいろと御指摘がございましたように、関連する事項が非常に広いものでございますから、これまでいろいろな関係者からの意見、説明、そうしたものをずっと聴取をしてこれらおるという段階でございまして、これからだんだんと中教審の委員としての取りまとめの段階に進んでいく時期にはきておりますけれども、いつまでにどうというようなめどがまだきまつたよとは向つておらぬのが現在の

して、ひとつ政府としていろいろ考えてみたい、こういうことありますから、できるだけ早くと 思いますけれども、あまりまたせつづくわけにもまいりませんが、できれば私は来年度予算等の場合に検討ができるような状態であれば望ましいとは思いますが、それとも、いま何月までにというようなことを申し上げることも実はいかがかと思つておりますし、その御審議を横から見ていると言つてははなはだ語弊がありますけれども、推移を見守つておる、こういう状況でございます。

申し上げましたような觀点から、各種学校の全貌をまず十分承知したいといふことで、そういう御注文がありますので、お手元に差し上げてあります「各種学校の概況」、これに即しましてその実態を十分御説明申し上げ、そしてまた臨時行政調査会からの答申についても十分御説明申し上げたわけでござります。そういう段階で、それ以上に、職業技術等の習得を目的とするものというよう観点にしぼつての御議論はまだないのであります。

○政府委員(杉江清君) 前にちょっと
従来の経過と、そしてこのような法律
をつくる趣旨について事務的に御説明
申し上げたいと思います。実は私立学
校に対する助成の有力なものとして、
私立学校振興会からの貸し付けの制度
があるわけであります。これが最も
包括的な私立学校に対する助成方法に
現在なっておるわけでございます。と
ころで、この私立学校に対する貸し付
けの対象は、これは条文で学校法人と

○豊瀬楨一君 大臣ちょっとお答えになる前に、以前も中教審に諮問される事柄の中で取り出して、具体的な政策がなかったときも、やはり同じような論議をしたことがあるので、やはり中教審に答申をすれば、多少急ぐ問題であろうとも、その結論を待つて実施に移すというのが中教審に対する文部省のかまえとしても至当であろうと思うのです。これだけ取り出して忠告がされたというか、やはり中教審に諮問したという立場から考えても、何と

○鶴瀬慎一君 そういう答弁を求めておるのではないのです。大臣が先ほどずっとと経過を通していくいろいろの見解を出されておりますが、私はいつどの時期にというせつかちな質問をしてこなかつたし、また、しても即答はできない問題だと思うのですが、大臣としては、諮問されておる諸事項について、時期的な期待があつてしかるべきだと思うのですね。それをたとえばことしの六月に求めておるとか、そういうことでなくして、やはり多少誇張すれば、一日もゆるがせにできない急を要

○豊瀬楨一君 配付された資料は、私の持つておる資料から見ると、きわめてこうほんのちよびり出して いるが、なぜ後期中等教育の拡充整備についての趣旨説明やその他は配らなかつたのですか。この中にはかなり具体的に出でているのですよ。第一はこれこれ、第二はこれこれと。あなた方が配つた資料には、理由と問題点だけばづんと書いて……。

が、この諸問題の内容からいたしまして
も、各種学校の中で今回のこの部門だけ
取り上げて手当をしていくという
ことは、後期中等教育の全般にわた
り、各種学校のあり方というものの結
論が出て後に、あるいは大臣が昭和四
十年に期待されておっても昭和四十一
年に出て来るかもしれません、その総合
的な後期中等教育の理念、具体的な目
的、性格あるいは内容、方法、形態、
教育制度の位置、こういったことを諸
問題してあるのですから、それが出て後
に、その中で各種学校の中でどれを大
臣が先ほど答えた必要性の中で取

いうことに限制されておりまして、各種学校はその対象になつております。そこで、これは前から各種学校にも、非常に社会的に有用な機能を果たしておるのであるから、国は少なくとも融資の対象にはしてくれ、こういう要求が長年にわたつて続けられてきたのであります。そこで、そういう観点から私どもその助成の具体的な方法について団体等とも話し合いを続け、どのようにすべきかについて検討してまいつたのでありますが、そういう観点から、まず最も公共性の強いと考えられるいわゆる学校法人立の問題、それから先ほど大臣から御説明のありま

○國務大臣(難波弘吉君) 私学振興会の融資の対象を拡大するという問題として、この問題はひとつお考えを願いたいと思うのであります。なるほど申話をいたしておるわけであります。それを結論によりまして、またいろいろ考へなければならぬ問題も起ころうか存じますが、現在とにかく相当の数各種学校があるわけであります。そこで特に資金的な援助を求めている

○委員長(中野文門君) 速記をさせて。
〔速記中止〕
○委員長(中野文門君) 速記を起し。て。

教育制度の位置、こういったことを諧問してあるのですから、それが出た後に、その中で各種学校の中でどれを大臣が先ほど答えられた必要性の中で取

どのようにすべきかについて検討してまいつたのであります。そういう観点から、まず最も公共性の強いと考えられるいわゆる学校法人立の問題、それから先ほど大臣から御説明のありま

結論によりまして、またいろいろ考
えなければならない問題も起ころうか
存じますが、現在とにかく相当の數
各種学校があるわけであります。そ
中で特に資金的な援助を求めている

けれども、少なくとも各種学校というものが後期中等教育の中へいかなる位置づけをするかという見通しの中で、どこまでワクを広げるかということは私は必要だと思います。これは議論をしてもあなたとの意見の一致を見ないと思いますので、私の意見を申し上げておきたいと思います。今度この法案によれば、先ほどからたびたび申し上げておるよう、職業に必要なところの各種学校に特定されたわけですが、このことと、先ほど指摘した十一月二十九日の行政調査会の第三専門部会第一分科会の報告ですね。これから調査会報告と仮称しますが、この調査会報告との関係がありますか。

○政府委員(杉江清君) 考え方といったまでは、行政調査会におかれても、現在の各種学校にはあまりにも雑多なものが含まれておって、その公共性についても疑問のあるものがあるから、それは相当その範囲をしぼって、もっととしっかりしたものを各種学校とすべきじゃないか、そういう考え方があるわけでござります。で、そのような考え方の方の方向には沿つておると思います。しかし具体的に、それでは職業技術にしぼり、それからまたなお政令、省令等においてその対象をしぼる、こういうふうな点につきましては、もうと別な観点から、実際助成を必要とする範囲がどの程度か、またどの範囲に及ぶことが現段階において妥当かという点からしぼっておりますが、大きな考え方においては軌を一にしておると考えております。

○豊瀬楨一君 用語は別にして、大不満が各種学校のあり方、あるいはそれが期待するものとして先ほど答弁された趣旨と、この臨時行政調査会の指向でおる方向とは、具体的にどこといふ指摘はできませんが、少なくともよきものはますますよくしていくし、からかうに趣味その他でやつておられるところでも、教養を深めていくという意味でありますますしっかりとやりなさい、これが大臣の趣旨だたと思います。ところが、この報告書の指向は、それをどうすればよきとは言つていなければなりませんけれども、國が一つの手を差し伸ばす際には、これこれに整理すべきであるという基本線が貰かれておると思うのですが、各種学校に対する基本的な考えは、大臣としては、質の低いものは質を高めるとうに——いま助成金を出すか、出さないかということは別にして、そろそろべきことが後期中等教育、あるいは今体の人づくりという観点から望ましいことである、こういうふうに答えられたと思うのですが、大臣、そうではなかつたのですか。

しかし基本的にはそれがよくなつて、くように期待することが、やはり各種学校に恩恵を受けておる主として青少年に対する年に対しして親切な立場であると思うのです。寺小屋式、塾式のものはだめなんですよ、一がいに国としてそれをきめつけていくやり方は否定さるべきであります。ところが調査会報告というのは、もちろん純教育という觀点ではあります。せんので、若干の立場の相違はありますけれども、やはり私が先ほど述べた通りの能力部会の方向と一緒に危惧をあらわすべきであります。ところが調査会報告というのは、もちろん純教育という觀点ではあります。せんので、若干の立場の相違はあります。こういった期待は、一般教養的なとくいうか、趣味、娯楽、技術教授を目的とするもの、こういつておりますが、そして技能、技術に無関係な知識を教授するもの、こういう言い方をする以上は、やはり技能、技術だけを特別に国としては考えていいきなさい、こういふ思想が若干強いと思うのですよ。このことは、生産向上と、純粹の、純正な立場からすれば一つの方向ではあるうけれども、後期中等教育の広い意味での拡充、充実という観点からすると、若干理解が足らないと申しますか、冷たい態度をとつておる、こういうふうに私は理解するのです。その理解と管理局長が同じ考え方を持つておるとすれば、やはり若干、大臣との見解に食い違いがあると思うのです。両者いかがですか。

やかましい制限をしておるわけではございません。自由にやっておるわけであります。その中には、あるいは学校法人でやっておるものもあります。やつておるといえども、そういうものでございますから、それを国との結びつきにおいていろいろ考えます場合には、おのずからそこに違つたものが出てきはしないかと私は思うのであります。私は非常に広い意味から、およそ国民の教養が高まるものなら、それを押さえることはないという考え方をいたしておりますけれども、一面からいえば、まあ名前だけはりっぱであるけれども、実はさっぱりやつてない。あるいはもうけ主義でやつておる、営利事業と、こう言われてもしかたのないものもないとはいえないのです。そういうことでございますから、やはり国が取り上げて援助するとか、あるいは奨励するとかいうものについては、おのずから限界があろうかと思うのであります。同時にまた、それをすぐに禁止するとか、取り締まるとかいう態度もいかがかと思います。態度としては局長の言う態度が今日としてはいいと思ひます。

たような一般教養という意味においてはかなり広いのですからね。それだけに対象を置いていくという、国が援助する際でも対象を置いていくという考え方は若干問題があると思うのです。
○國務大臣（灘尾弘吉君） もう一度
ちよつと……。

○豊瀬彌一君 二つの角度がある。国が援助するという場合と、後期中等教育に対しても何らかの貢献をしておるという二つの問題があると思うのです。しかし、いずれの場合でも、ここに限定しておるよう、技能、技術に無関係な知識を教授するものは、ざつくばらんに言えば、まあ入らないんですね。こういう考え方が全体を貫いておると思うのですよ。それはやはり問題がありはしないかと、こう言っているのです。まずあなたが答えたように、さしづめ、これが急ぐという判断は私は批判を持ちますけれども、一つの判断としては成り立つ得る。しかし原則論としては技能、技術に無関係な知識を教授するものを排除していくといふ、この全体の流れというものは、先ほど言ったような立場からすると、やはり問題があると思うのですが。

○國務大臣（灘尾弘吉君） どういう心持ちでこの臨時行政調査会第三専門部会第一分科会の報告がなされたのか、実はつまびらかにいたしておりますんで、ちょっと耳打ちをされたくらいいりますが、私はしかし、いまの各種学校に対する、先ほど来私の申し上げておりますような態度でよろしいのじやないかと思っております。同時に、まことに現在の各種学校の中にもほんとうの学校と見ててもいいような発展を遂げて

おるものもあるうかと思ひます。そういうふうなものを各種学校といふ形態で今後とも継続するのがよろしいか、あるいはやはり一つの、学校教育法のいわゆる一条にいう学校ですが、それけれども、考への大筋としましては、私は国民の教養を上げるために施設としては、これを一がいに排除すべきものじやない、もつとも非常な弊害がある、インチキであるといふようなものになればこれは別でありますけれども、これはまた別の觀點から考へなきなりません。私はそういうようなものにつきましては、とにかく月謝を取つて教育をやる以上は、はじめにしっかりした教育をやつてもらいたいと思いますが、しかも、それがそぞやつてもらえれば、それはそれなりにお役には立つわけなんであります。そういうような各種学校というのも排除しようという考え方はいたしておりません。あるいはもつと検討しなきやならぬかと思ひますけれども、私は現在のところそういう考え方をいたしております。

注意してくれ、また今後の運営についても十分相談してくれ、こういうふうな申し入れをいただいております。で、それはもちろん各種学校の団体についても、これは全面的に賛成でございますが、従来、その他の私立学校団体については、そういうふうな御注文がまとまって出ております。なお、従来の経過でございますが、私どもこの予算要求をいたす当初から、私立学校の諸団体には御相談を申し上げて、その御了解を得てこの予算要求をいたしております。また、この法案をこのように煮詰めますにあたつても、私学団体とよく御相談を申し上げて、こういうふうな形にいたしておるのでございます。

広げると、いう程度のことであるからその点は御了承をいただきたい、こういうことでお話しし、基本的には御了承を得られておる、かように考えております。なお、ただいまその資料が手元にござりますが、これは二月二十七日で、全私学連合からの申し入れで、たゞ私が申し上げたような趣旨のことがうたわれております。

○**豊瀬楨一君** 全私連としてはそういう意見を持つておるが、それぞれ短大とか、あるいは幼稚園とか、異論がありはしないのですか。

○**政府委員(杉江清君)** 一部に異論のあることは承知いたしております。しかし全体としては、このように意思表示をされたものと了解いたしております。

○**農瀬寅一君** 私の聞き違ひだったかどうか知りませんが、先ほどの三十七と十幾つですか、十六校、まだですか。

○**政府委員(杉江清君)** 十六校についてはお手元に資料を差し上げております。三十七校についてはいまそれを……。

○**農瀬寅一君** 三十七からこれを特出された理由、そういう言い方をしてもよし、逆にこれ以外が除かれたそれを理由というのは説明できますか。

○**政府委員(杉江清君)** 私ども一応これらの中学校について調査した結果、これらの学校で——これらというのは何ですが、三十七校と申し上げた学校についてその実態を調べたところ、施設の基準不足は一応ないものとして考えて、おそらくそこに差し上げてあります十六校に融資対象がとどまるだろう、こういう判断をいたしておるので

○豊瀬楨一君 次回にこれ以外の残りの学校と、それからこれに対しても経営者者、収容生徒数、それから教育内容と、いうとばくとしますが、まあぱくとした一、二行のものでいいです、どういうことをやつておるのか。それから先ほど五千何百万ですか、それを一つ一つの学校の何に助成するかということを出しなさいという意味でなくて、主としてどういうことに助成金を出そうとしておるか、それを次に出してください。

初中局長にお尋ねしますが、現在の各種学校と企業内訓練の質の比較といいますか、これつかめておきますか。

○政府委員(福田繁君) 全般にわたって申し上げることは困難かと思いますが、企業内訓練施設等におきましても、かなり優秀なものがございます。各種学校ももちろんいろいろございますが、その中には、技術あるいは技能的な教育をやっております各種学校については、歴史もあり、また非常にりっぱな各校の教育として成績をあげておるものもござります。したがって、それぞれ長所と申しますか、いろいろ特色、長所を持つておるもののがかなりあるようございますけれども、一般的に比較してどちらがいいということは、これは一がいに申し上げられないと思ひますが、私どもはそういうふうに認識をいたしております。

○豊瀬楨一君 どことどこを比較するかということが非常に困難な問題ですから質問も若干無理があると思うのですが、まあ方向としてお尋ねしましょ。勤労青少年と、ある、まことに

校教育法の正規の適用を受けておる学校で、後期中等教育的な恩恵を受ける所を選ぶとすれば、望ましい方向、あるいは望ましいという判断から助成をしていくべき方向は、この職業に必要な技術の教育ということに限定してお尋ねすると、各種学校ですか、企業内訓練と判断されますか。

○政府委員(福田繁君) これはいろいろな御意見があるかもわかりませんが、私の考えいたしましては、企業内訓練施設としては、一定の年限も限られておりますし、やることの内容としても学校教育とは違ったやり方をいたしております。したがいまして、方向としては企業内容より、やはり各種学校の完備したものでやつたほうが、十分な技能、技術教育ができると私は考えております。したがって、国が助成するという道を開くいたしましたれば、その方向に私どもは考へたい。また、各種学校よりもさらに正規の高等学校のほうがなおペターだと、こういうふうに考へるわけでございます。

○豊瀬楨一君 私の質問、若干無理があつたかと思うんですが、この職業に必要な技術の教育を目的とする、このことばもちょっと無理があるでしょ、いわゆる職業技術教育という簡単に割り切つてしまつた際には——こういう角度から聞くことにします。経営者の求めているものは各種学校ではない、企業内訓練だと言えませんか。

○政府委員(福田繁君) それはおっしゃるとおりだと思います。企業者としては自分の企業に都合のいいような、また、直接役に立つような技術教育をやるというのが主眼でございま

す。各種学校でございますけれども、やはりそこには一般教養といふもの

も加え、学校の形態として一定の年限、技術教育を主としながら、これをやつているのが現状でござりますから、したがつて、私どもとしては、学校教育というたてまえから考へますと、先ほどのような考へになるわけでございます。

○豊瀬楨一君 各種学校は特定の企業に必要なものだけではなくして、一般的な技術の習得が行なわれておる、もう一つは、一般教養も同時に行なわれておる。こういう言い方は逆にとると、企業内訓練は、ことばは悪いけれども、いびつというか、部分技能が指導され、教養もあまり重視されていない

といふ、そういう企業内訓練の欠陥を、後期中等教育という観点からどう是正していくかとしておられますか。

○政府委員(福田繁君) むずかしいお尋ねでございますが、企業内訓練施設等につきまして私ども是正するということはできませんが、御承知のように、企業内訓練施設の高等学校との連携をはかりまして、企業内訓練施設で習得した技術等はできる限り単位の換算をいたしまして、高等学校の教育においております。したがつて、現在でもその方向で連携をはかつてやっておりますので、その限りにおいてこれを是正するという意味じやなく、できるだけ補完していくふうな、補完と申しますか、ことばは適切ではありますか、ことばは適切ではありませんが、相提携してこれを進めていくというやり方をとつておるわけでございます。

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。本日の委員会はこれをもつて散会いたします。

午後零時五十九分散会